

教職員の皆様へ
「福祉の学習」
推進パンフレット

「福祉の学習」で 子どもを育てる



● 福祉の学習(福祉教育)とは？

福祉の学習(福祉教育)とは社会福祉の課題・問題を扱う学習です。

地域の人々との関わりをとおり、そこにある福祉課題を学び、解決する方法を考え、解決に向け行動する子どもたちの力を養います。

また、今の子どもたちは地域の大人とかかわる機会が少なくなっていますが、福祉の学習を行うことで障がいのある方、高齢者をはじめさまざまな世代、立場の方と関わる機会にもつながります。

● 福祉についてあまり知らないのですが・・・

福祉の学習をすすめる際に、先生が社会福祉について全てを理解する必要はありません。

地域にある関係機関や地域住民がお互いに協働、連携することにより様々な学習の形をつくることができると考えます。

もちろん、各機関によって専門としている分野は異なるため、お互いに「できること」と「できないこと」を理解することが必要です。

このパンフレットでは、各市町村にある「社会福祉協議会」が福祉の学習に協力できることを紹介しています。

今後の授業を企画する際に、協働、連携できる機関のひとつとして「社会福祉協議会」を活用ください。

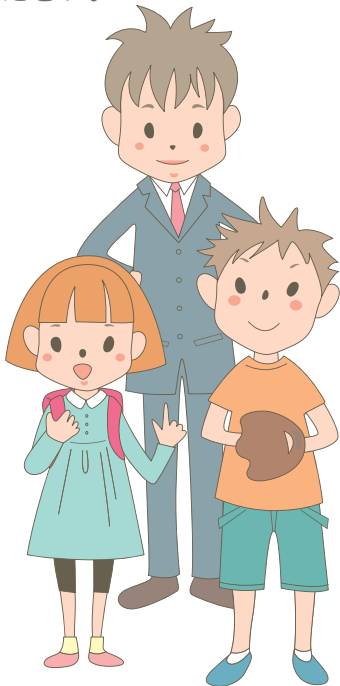
「福祉の学習(福祉教育)」に社会福祉協議会が協力します！

社会福祉協議会(社協)とは？

- 社会福祉協議会(社協)は、地域福祉の推進を図るために、**社会福祉を目的とした様々な事業を行う団体**として社会福祉法109条及び110条においてその設置が定められています。
- 社協は、地域に暮らす方々、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力により、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした活動を行っています。
- 市町村社協は**地域のさまざまな社会資源とのネットワーク**を有しており、多くの人々との協働を通じて地域の最前線で活動しています。

福祉の学習(福祉教育)の進め方と社協の協力

福祉の学習に対し社協では右図のような協力ができます。ただし、社協によって取り組みも様々であるため、協力できる範囲も異なります。相談する場合はできるだけ日数に余裕をもってご連絡ください。



福祉の学習(福祉教育)のポイント

- 福祉の学習では、何を「目的」として行うのかを考える必要があります。福祉の学習において多く実施される体験プログラムの一つに車いす体験や手引き体験などがあります。この学習の目的は車いす等の体験をすることではありません。何を「目的」として行うのか、「行うことにどのような意味があるのか」、そのためにはどのような学習をすすめる必要があるかを考えることが必要です。障がい当事者は何ができないか、何が不便かを知るだけでなく、それ以前にひとりの人としての生活や人間関係を持ち、仕事や趣味を楽しみ、工夫しながら生活を楽しみ、社会に貢献する存在であることに気づき、理解してもらうことが大切です。
- 福祉の学習はアイデア次第で実践できます。福祉の学習は総合学習の時間などに限らず、考え方によっては他の教科でも応用して行うことができます。例えば、国語(読み聞かせの会の紹介、点字にふれる授業など)や、生活(まち探検やバリアフリー点検と関連づけた授業)、道徳(高齢者との交流、公共物の清掃活動等に関連づけた授業)などが考えられます。限りある授業時間数の中で工夫した取り組みをご検討ください。

学校と社協が連携した中学校における福祉教育実践例(池田町社協)

① 学習プログラムの相談

総合学習6日間(11時間)の企画から反省会までの会議を計5回、学校(担当教員)と社協担当で実施しました。

学校の教員は授業等により打合せ可能な時間が限られていますが、担当者会議をすることが重要です。

はじめは担当教員から学校で取り組みたい内容を聞き取り、社協からはその希望に応えられるプログラム、人材等を提示しお互いに持ち帰ります。今回は体験プログラム(アイマスク体験、高齢者疑似体験)から脱し、当事者の地域での暮らしを知ること为目标に設定しました。

② プログラムの内容検討

次の打合せでは、学校の授業日程調整と講師派遣可能日や必要物品の確認を行います。

11時間でどこまでの【障がいの理解】を目標とするかを決め、導入からまとめまでの指導案を煮詰めます。ここでも一度持ち帰り、次の打合せまでに電話等によりプログラム原案の整理をお互いに確認するようにしました。

3回目の打合せではプログラム原案に基づき、講師のタイムスケジュールや謝礼、役割分担など詳細な確認を行いました。当日の司会進行とまとめは担当教員、社協担当者は助言者の立場で参加することとしました。



- 1 グループワーク(導入)
- 2 車いす講話と体験
- 3 ボッチャ・ふまねつと健康教室体験
- 4 池田高校生徒によるガイドヘルパー体験学習
- 5 視覚障害者の日常生活の実際の理解
- 6 グループワーク(ふりかえり)

※H25年度のプログラム(合計11時間)

③ 教職員の車いす体験

前年、先生から反省点として挙がった「車いすの操作がわからない」との声により、授業に先駆けて先生を対象とした車いす体験を実施しました。

教員が事前に体験することで生徒の理解度の評価にも役立つとともに、車いすについて知ることで授業時の安全管理も可能になります。



④ 授業の実施

授業では、プログラムの導入に障がい理解の○×クイズを用いて福祉についてのグループワークを行いました。

授業ごとに生徒から感想を取り、理解度の確認をしながら進めます。

最後の授業では全体の内容から感じたことについて意見交換を行いました。

⑤ 反省会と次年度に向けて

実施して終了ではなく、授業終了後にも打合せの場を設け、生徒が書いた感想などから総合学習の実施結果について総括をしました。そして、次年度に実施する際の目標設定など引き継ぎ事項をまとめる作業を行いました。

総合学習の一環で盲導犬ユーザーの方を招き、当事者から自身の生活や障がいについての話をさせていただきました。授業を受けた生徒たちが街中でその当事者の方と声を交わすようになったそうです。授業を通して障がいについて正しく理解し、同じ地域住民であると感じてもらえた結果ではないかと思えます。

児童・生徒に正しい知識を得て理解を深めてもらうためにも、打合せを重ねてプログラムを作成し、実施に向けて担当者同士が意思統一や連携を図ることが重要だと考えます。

社協
の思い

過去には、要約筆記サークルと中途難聴者協会の方、地域活動を実践している高齢者を講師にした授業や高校生が中学生にガイドヘルパーを教える授業なども行いました。

市町村社会福祉協議会

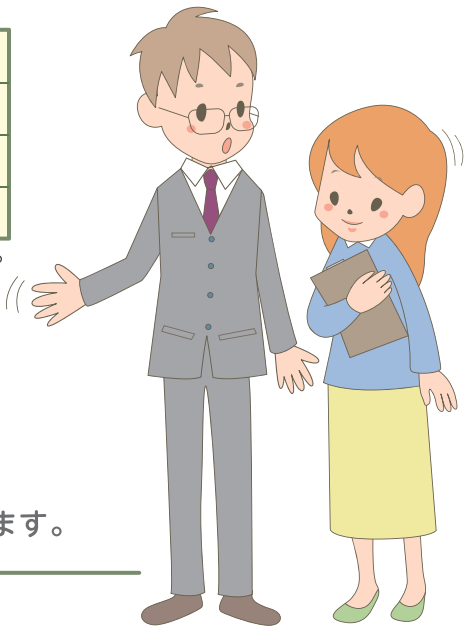
社協では以下の表にあるように様々な取り組みを行っています。
福祉の学習(福祉教育)の企画等、迷った場合は先生方だけで悩まず、お近くの社協へご相談ください。

<参考>道内社協の主な取り組みの状況(平成25年度市町村社協基本調査より抜粋)

車椅子の貸し出し	145社協	当事者や支援者の紹介や調整	68社協
疑似体験セットの貸し出し	40社協	見学先の紹介や調整	88社協
社協職員による授業	62社協	関係機関との連絡調整	98社協
カリキュラムの協同作成	89社協	ボランティア協力校の指定※	88社協

※実施している取り組みは社協により異なりますので、
まずはご相談ください。

※ボランティア協力校の指定とは各市町村社協が独自で行っている
事業であり、北海道社協で実施しているものとは別の事業です。



北海道社会福祉協議会

北海道社会福祉協議会でも福祉の学習の支援の取り組みを進めています。

学童・生徒のボランティア活動普及事業

北海道社会福祉協議会による「学童・生徒のボランティア活動普及事業」は昭和52年から開始された事業です。各市町村社協の推薦・協力を得ながらボランティア協力校を指定し、福祉の学習やボランティア活動の推進を図るために経費の助成を行っています。

これまでに指定を受けた約1,500校は「体験学習」や地域の人々との「交流活動」をはじめ、学校ごとに特色のあるプログラムを実施し福祉の学習をすすめています。

全道福祉の学習推進セミナー

学校関係者、福祉関係者、地域の方など福祉の学習に関わる方々にお集まりいただき、福祉の学習の実践事例や、進め方など福祉の学習をすすめる上で必要な視点や地域のつながり等を学び、関係する方々の知識、実践力の向上を目的としたセミナーを年1回開催しています。

立場の異なる方々が集まるため、違う視点からの意見を聞くことができます。

本パンフレットは以下のURLからPDFでダウンロードすることができます。

北海道ボランティア・市民活動センターブログ

<http://blog.canpan.info/d-vola/>



市町村社会福祉協議会はこちら

協力できること

このパンフレットは、共同募金の助成金により作成されました。

